

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

5 労働・社会政策の動向

労働基準法の抜本改正

八七年における労働立法として特筆されるのは、四七年に制定された労働基準法の抜本改正である。改正法は八七年九月一八日に成立、八八年四月一日施行となった。この改正労基法のもとになったのは、中央労働基準審議会が八六年一二月にまとめた「労働時間法制等の整備について」の建議であった。

改正された労基法では、これまでの週四八時間労働制に代え、週四〇時間制の原則を法定したものの、当面の法定労働時間については、八七年一二月に公布された政令で週四六時間と決められた。その後の段階的短縮、さしあたり週四四時間への移行時期については、「改正法施行後三年を目途に、できるだけ速やかに」との国会答弁が、中曽根首相によって行われている。このほか、改正労基法では、労働時間の法的規制に関する弾力化や、年次有給休暇の最低付与日数を六日から一〇日に引き上げることも盛りこまれた。

こうして中央労働基準審議会の建議以来、賛否両論をふくめ多くの論議を招いた労基法改正問題は、改正法の成立・施行によって新たな段階に達し、今後は施行後の実際の状況が注目される。

地域雇用開発等促進法の施行

円高や産業構造調整の進展によって、雇用に深刻な影響をうけている地域を対象に、雇用対策の促進をめざす地域雇用開発促進法が八七年四月から施行された。この法律は対象地域を三つに分けている。第一に、求職者が多数居住し、雇用機会が相当程度不足している雇用開発促進地域(指定期間五年)、第二に、雇用促進開発地域のうち、産業構造の変化などにより雇用状況が悪化している特定雇用開発促進地域(指定期間五年)、第三に、経済的事情の著しい変化により、雇用状況が急速に悪化している緊急雇用安定地域(指定期間一年)である。

指定地域別の主な施策はつぎのとおりである。(1)雇用開発促進地域については、事業所の新增設にともなう雇用増にたいする賃金の一部助成など地域雇用開発助成金制度を適用する、(2)特定雇用開発促進地域については、同助成金制度の適用のほか、事業縮小による従業員の一時休業・出向・職業転換教育訓練にともなう賃金や教育訓練費の一部助成を行う雇用調整助成金制度、中高年の離職者雇い入れにたいし資金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金制度の適用などをうける、(3)緊急雇用安定地域は、雇用調整助成金制度や特定求職者雇用開発助成金制度が適用される。同法施行令によれば、企業城下町や輸出産業地域を中心に一一二地域が雇用開発促進地域に指定され、そのうち造船・鉄鋼・石炭・北洋漁業など、産業構造転換により雇用状況が著しく悪化している公共職安の四三管轄地域が特定雇用開発地域に指定され、さらに一三一市町村

が緊急雇用安定地域に指定された。

「外国人労働者問題研究会」の発足と報告書

近年、円高の急速な進展にともない、外国人労働者、とりわけフィリピン、タイ、台湾などアジア諸国・地域からの日本への流入と就労が増加してきた。日本政府は従来から、一部の限定された分野での技能労働者を除き「外国からの単純労働力の流入は受け入れない」方針を示していた。だが実際には、観光ビザなどにより外国人労働者の流入が増大し、これを受け入れて就労させる企業も増えたこと、さらに国際化に対応し外国人労働者の受け入れを希望する企業も増えるなどの事情から、外国人労働者問題への本格的対応が迫られるにいたった。

こうした背景のもとで、労働省は八七年一二月、外国人労働者問題研究会(座長＝小池和男京大経済研究所長)を発足させた。同研究会は、学識研究者六人で構成され、以後検討をかさねた結果、八八年三月、今後の外国人労働者受け入れのあり方についての検討結果を報告書にまとめた。それによると、外国人労働者の受け入れ範囲を、相当程度以上の知識・判断力・技能技術を要求される専門的・技術的・管理的な職業に限定し、国内で確保が困難なものについては拡大方向で検討すべきだとしている。だが、単純労働者については、従来どおり原則的に認めない立場を打ちだしているが、日本での雇用機会の提供ではなく、国際協力面から単純労働者を技能労働者として養成する場を提供する必要があることも提起し、そのための具体案に言及している。

その他の立法・建議

八七年五月二二日、身体障害者雇用促進法の一部改正が成立した。これにより、法の対象は身体障害者だけでなく、精神障害者をふくむ障害者全般に拡大された。そして、一定の条件で事業主に障害者雇用継続助成金を支給することや、職業リハビリテーションの一元化、障害者職業総合センターを核とする全国ネットワーク化などが盛りこまれた。また、社会福祉士および介護福祉士法が国会を通過し、八八年度から資格試験と登録制度がスタートすることになり、社会福祉従事者の資格制度が確立した。

報告書としては、八七年四月、労働省の委嘱を受けた「長期労働政策ビジョン懇談会」によって、「勤労者生活の豊かさを求めて」がまとめられた。二一世紀初頭の望ましい勤労者像を描き出そうというのが主眼で、完全週休二日制の普及で年間一六〇〇時間程度の所定内労働時間へ、賃金も実質で現在の一・七倍程度に、その他住宅条件の改善なども可能だと述べている。

さらに、港湾労働法改正へむけての建議が、八七年一二月、中央職業安定審議会(会長＝大内力東大名誉教授)によってなされている。現行の日雇い港湾労働者の登録制度の廃止、新たに公益法人が常用雇用労働者をプールし、必要な労働者を事業主に派遣する制度への組み替えを提言している。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

